

市 町 第 38 号
令和 6 年 5 月 8 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
人 見 剛 様

神奈川県知事
黒 岩 祐 治



住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の40第2項及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条第2項による準備行為の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

1 目的

神奈川県の実行機関である神奈川県公安委員会（※1）に対し、神奈川県知事が「道路交通法に基づく講習の実施に関する事務」について、神奈川県知事が保存している本人確認情報及び附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）（※2）の情報を提供することが可能となるよう所要の改正を行うものである。

※1 神奈川県知事以外の執行機関

※2 いわゆる「住民票」及び「戸籍の附票」に含まれる情報のうち氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号（本人確認情報のみ）及びこれらに係る変更情報を指す。

2 新規追加する「道路交通法に基づく講習の実施に関する事務」の内容

(1) 特定小型原動機付自転車講習の受講対象者の住所等の確認

講習対象者への通知の返戻があった場合、住基ネットにより、本人確認情報等（当該事務においては個人番号を除く。）を確認する。

(2) 自転車運転者講習の受講対象者の住所等の確認

講習対象者への通知の返戻があった場合、住基ネットにより、本人確認情報等（当該事務においては個人番号を除く。）を確認する。

※ なお、今回の住民基本台帳法施行条例事務追加の範囲外であるが、受講命令に応じない場合、刑事処分による罰則規定が設けられている。

3 法令・条例等の仕組み

ア 法（住民基本台帳法（以下「住基法」という。））

○ 都道府県知事保存本人確認情報の利用については次のとおり。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（※）（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

（略）

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

(略)

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

○ 都道府県知事保存附票本人確認情報の利用については次のとおり。

(附票本人確認情報の利用)

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

二 条例で定める事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

(略)

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

(略)

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

したがって、法令で定められている事務以外で本人確認情報等を知事以外の執行機関に提供する場合には、住基条例に当該事務を規定する必要がある。

イ 条例(住民基本台帳法施行条例(以下「住基条例」という。))

住基条例で定める事務については次のとおり。

(都道府県知事保存本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務)

第4条 法第30条の15第2項第2号及び法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の県の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。

したがって、住基条例別表3(第4条関係)に追加で定める必要がある。

別表第3(第4条関係)

提供を受ける知事以外の県の執行機関	事務
(略)	(略)
3 神奈川県公安委員会	<u>道路交通法</u> (昭和35年法律第105号)による同法第51条の4第1項の放置違反金の納付に関する事務であって規則で定めるもの
4 神奈川県公安委員会	<u>道路交通法</u> による同法第100条の2第1項の再試験の実施、第101条の7第1項の臨時の認知機能検査、第102条第1項から第5項までの臨時の適性検査、同条第1項から第4項までの医師の診断書の提出、第103条第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の2第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の3第3項若しくは第104条の2の4第1項、第2項若しくは第4項の規定による免許の取消し、第103条第1項若しくは第4項若しくは第104条の2の3第1項若しくは第3項の規定による免許の効力の停止又は第108条の2第1項第10号若しくは第12号から第14号までの講習の実施に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)

ウ 規則(住民基本台帳法施行条例施行規則(以下「住基規則」という。))

住基条例別表第3(第4条関係)に定める事務について、住基規則は、次のとおり定めていることから、今回、追加する事務について、同様に定める必要がある。

<参考>

(条例別表第3の規則で定める事務)

第6条

(略)

3 条例別表第3の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第4項本文の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。)
- (2) 道路交通法第51条の4第6項の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(当該通知が到達しなかった場合に限る。)
- (3) 道路交通法第51条の4第13項の規定による督促を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(当該督促に係る通知が到達しなかった場合に限る。)
- (4) 道路交通法第51条の4第14項の規定により放置違反金を徴収される者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

4 条例別表第3の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法第100条の2第4項(第100条の3第3項において準用する場合を含む。)、第101条の7第2項若しくは第5項、第102条第6項、第104条第1項(第104条の2の2第6項及び第104条の2の4第6項において準用する場合を含む。)、第104条の2第2項(第104条の2の3第7項において準用する場合を含む。)、第108条の3第1項、第108条の3の2又は第108条の3の3の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(当該通知が到達しなかった場合に限る。)
- (2) 道路交通法第102条第1項から第4項まで又は第103条第6項の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。)
- (3) 道路交通法第104条の3第1項の規定による書面の交付を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(当該書面の交付をすることができなかった場合に限る。)

(略)

4 利用提供事務の基準等

(1) 利用提供事務の基準

法令等の仕組みは上記3のとおりである。

本県の住基条例に事務を追加することについての基準、要件が定められていないことから、平成14年11月14日の第49回神奈川県個人情報保護審議会にて、本人確認情報の利用に係る事務の基準について答申をいただき(平成21年7月9日の第85回神奈川県個人情報保護審議会にて、一部改正の答申)、現在、提供又は利用に係る事務

(以下「利用提供事務」という。)に関し次の基準を設定している。

住基法及び住基条例の改正に伴い、附票本人確認情報の利用提供事務の追加についても基準に追加した。

【利用提供事務の基準】

- ① 住民の利便の増進に資する事務及び行政の合理化に資する事務であって住民の広い理解が得られやすい事務であること。
- ② 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、制度的及びシステムの課題がないこと。
- ③ 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、十分なセキュリティ措置を講ずることができること。
- ④ 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、適切な費用対効果を見込めること。

(2) 「利用提供事務の基準」①に関する解釈

- 平成 29 年 9 月 14 日審議会において、神奈川県公安委員会における「運転免許の取消し等に係る者の住所地等の確認に関する事務」の追加に係る諮問に当たり、当該案件の諮問当時、「利用提供事務の基準」①のうち「住民の利便の増進」に関し明確な整理はなかったことから、利用提供事務の基準の制定の経緯を踏まえて審議された。
- 「住民の利便の増進に資する」要件について、「住民の個別的利益」に「住民の一般的利益（公益）」を含めて解釈するか検討された。
- また、委員より、住基ネットの利用に関しては、利用提供事務の基準を踏まえて慎重に行っていくことで、安易に行政の合理化のためだけに使ってはいけないという趣旨の基に審議をしてきている旨の発言があり、住民の利便の増進の解釈に当たっては、事務の性質が「受益的」（例：給付や資格付与に係る事務）であるか、「不利益」（例：免許取消に係る事務）であるかにも着目すべきとの議論がなされた。
- その後、平成 29 年 11 月 27 日開催審議会において、基準①における住民の利便の増進に資する要件は、「住民の個別的利益」（危険運転等の違反者本人）及び「住民の一般的利益（公益）」（公道から違反者等を排除することによる住民一般の安全性）を含めた答申とされた。

(3) 「利用提供事務の基準」②③に関する解釈

平成 14 年の審議会において、本人確認情報の利用に当たっては、個人情報の保護に万全を期するよう要望された。

5 今回追加する事務についての「利用提供事務の基準」に基づく検討

神奈川県公安委員会における「道路交通法に基づく講習の実施に関する事務」の住民基本台帳法施行条例への追加については、令和6年5月27日審議会で諮問し、「利用提供事務の基準」を踏まえ審議いただいたが、上記4の「利用提供事務の基準」①の解釈に基づく説明が不十分であったため、次のとおり整理する。

(1) 特定小型原動機付自転車講習の受講対象者の住所等の確認

講習対象者への通知の返戻があった場合、住基ネットにより、本人確認情報等（当該事務においては個人番号を除く。）を確認する。

ア 事務の流れ

- (ア) 過去3年以内に2回以上の違反行為を行った者（以下、「違反者」という）
対し、受講すべき旨及び手続に関する電話連絡
- (イ) 行政手続法に基づく弁明通知書の送付
※ 通知が返戻された場合、住基ネットを利用して再送付
- (ウ) 受講命令書の送付
※ 通知が返戻された場合、住基ネットを利用して再送付
- (エ)-① 受講した場合、事務終了

-----住基条例による利用はここまで-----

- (エ)-② 受講に応じない場合、刑事処分手続（道路交通法第120条第1項による罰則規定）へ移行（督促状の送付、電話による催促、面接による催促の上、検挙）

イ 事務のセグメント

(ア)～(エ)-①までは、交通総務課が行う事務であるが、(エ)-②については、交通総務課ではなく住所地所管警察署の交通指導係が行う事務であり、事務のセグメントが異なっている。

また、(エ)-②の事務を行う際には、刑事訴訟法197条第2項の規定に基づく事務となり、住基ネットを利用しない。

(2) 自転車運転者講習の受講対象者の住所等の確認

ア 事務の流れ

- (ア) 過去3年以内に2回以上の違反行為を行った者（以下、「違反者」という）
対し、受講すべき旨及び手続に関する電話連絡
- (イ) 行政手続法に基づく弁明通知書の送付
※ 通知が返戻された場合、住基ネットを利用して再送付
- (ウ) 受講命令書の送付
※ 通知が返戻された場合、住基ネットを利用して再送付

(エ)-① 受講した場合、事務終了

-----住基条例による利用はここまで-----

(エ)-② 受講に応じない場合、刑事処分手続（道路交通法第 120 条第 1 項による罰則規定）へ移行（督促状の送付、電話による催促、面接による催促の上、検挙）

イ 事務のセグメント

(ア)～(エ)-①までは、交通総務課が行う事務であるが、(エ)-②については、交通総務課ではなく住所地所管警察署の交通指導係が行う事務であり、事務のセグメントが異なっている。

また、(エ)-②の事務を行う際には、刑事訴訟法 197 条第 2 項の規定に基づく事務となり、住基ネットを利用しない。

(3) 上記(1)及び(2)における基準のあてはめ

基準① 「住民の利便の増進に資する事務」	<p>平成 29 年 11 月 27 日開催の審議会の諮問は、基準①に係り「住民の個別的利益」及び「住民の一般的利益」に関する検討、また、事務の性質が「受益的」又は「不受益」であるかの検討を踏まえたうえでの答申であることから、いずれも条例事務の追加を検討する余地があるといえる。</p> <p>本件については、(イ)以降の事務は、事務の性質としての不利益の側面はあるが、下記のとおり個別的利益及び一般的利益があることから住民の利便の増進に資する事務といえる。</p> <p>【個別的利益】</p> <ul style="list-style-type: none">・ (イ)については、通常の公用請求では時間が 2 週間～1 か月程度かかり、受講対象者への再送付まで時間が経過してしまうところ、住基ネットの利用により速やかに意見の聴取等手続きが進むことで、受講対象者の記憶が新しいうちに有利な証言ができるなど、防御権を適正に行使することができる。・ (ウ)については、再送付に時間をかけず、住基ネットにより所在を迅速に確認することで、受講対象者が速やかに処分を受けることにより、運転操作等の危険性を把握でき、さらには、講対象者自身にとっての交通ルールやマナーの向上につながり、自身が加害者となる事故を未然に防ぐことができる。・ なお、住基ネットの利用により、速やかに処分を受けさせることができるが、公用請求を行っていたものを、住基ネットの利用に変更するものであり、処分の内容そのものを左右するわけではな
-------------------------	---

	<p>いため、本人への不利益的側面が増幅するわけではない。</p> <p>【一般的利益】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講対象者が確実に講習を受講することは、違反者の数を減らすことにつながり、公道における安全性・安心性が確保され、住民一般における利便の向上をもたらす。
<p>基準①</p> <p>「行政の合理化に資する事務」</p>	<p>市町村に対する住民票の写しの公用請求が不要となる。</p>
<p>基準①</p> <p>「住民の広い理解が得られやすい事務であること」</p>	<p>身近な交通手段であるが故に、自転車の交通ルール違反等に関する住民から要望・意見は多い。</p> <p>また、特に特定小型原動機付自転車にあっては、利用拡大に伴う交通事故等の増加が危惧される。</p> <p>さらに、若年運転者期間での違反者に対する講習等、他の講習事務における利用について、既に県住基条例へ規定されている。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、違反者に対して確実かつ早期に講習の受講を求める目的で本人確認情報等を利用することは、住民の理解が得られやすい。</p>
<p>基準②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの法令事務・条例事務においても行政情報ネットワークとは分断されており、通信については専用回線を用いているため、外部からの侵入の恐れがない。 ・ 新規で追加する事務については、事務区分コードを地方公共団体情報システム機構に依頼し、新たに付番するのみなので制度的・システムの課題はない。
<p>基準③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静脈照合情報認証による操作者の限定 ・ パスワードの厳重な管理 ・ システム管理者による不正アクセスログ検査の実施 ・ 印刷した帳票の施錠保管の徹底と記録 ・ 新任操作者研修及びセキュリティ研修の実施による、目的外利用の禁止や全国の不祥事事例の周知 ・ 所属点検やシステム管理者による管理者点検、外部監査の実施
<p>基準④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間処理予定件数は約 150 件 ((1)100 件、(2)50 件) ・ 市町村課の業務端末を利用することから、新たな費用は発生しない。

(4) 最終的な評価

上記(1)及び(2)のいずれの事務においても上記基準①～④を満たしているため、住基条例事務へ新規追加する。

6 評価、結論

答申案のとおりとされたい。

(参考)

市町第185号
令和6年7月12日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
人見 剛 様

神奈川県知事
黒岩 祐 治



諮問の一部取下げについて

令和6年5月8日付け市町第38号により諮問した件のうち、肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務について、下記の理由により諮問を取り下げます。

記

(取下げの理由)

住民基本台帳法の改正に伴い、当該事務が住民基本台帳法第30条の15の2の規定による準法定事務として定められたことにより、当県の住民基本台帳法施行条例に当該事務を追加することなく事務処理が可能となり、よって諮問をすべき基礎事実がなくなったため。

「肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務」の取り下げについて

1. 諮問時における条例新規追加予定の事務

「肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務」

事務内容①：肝炎患者への医療費助成のために提出された申請書類の住所等の確認

事務内容②：肝がん・重度肝硬変患者への医療給付のために提出された申請書類の住所等の確認

事務内容③：肝炎患者等への検査費助成のために提出された申請書類の住所等の確認

2. 取り下げに至るまでの時系列

- 令和6年5月8日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に諮問文の提出

- 令和6年5月24日（金）夜

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）」が発出

→ 総務省令第49号により、住民基本台帳法第30条の15の2第2項における「準法定事務」(※)に、以下3つの肝炎事務が定められた。

(令和6年5月24日公布、同月27日施行)

- (1) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施
- (2) 肝炎治療特別促進事業の実施
- (3) 肝がん・重度肝硬変治療研究事業の実施

※準法定事務

令和6年5月27日施行で新規に住民基本台帳法第30条の15の2第1項に規定された。もともと住基法に規定されている事務と同一の事務の性質であると解される事務に対し、省令により事務と事務処理者（例：都道府県知事）を定めることで、条例に規定することなく、住基ネットを利用することが可能となる事務。

- 令和6年5月27日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 令和6年5月末から6月上旬

総務省に対し、改正内容において疑義のある点について質問(※)し、住民基本台帳法における準法定事務の運用は、令和6年5月27日以降可能で、条例事務に規定する必

要はない旨を聴取。

(※質問内容)

令和6年5月24日付けで発出された通知内に、留意事項として「個人番号を利用した情報連携については、データ標準レイアウトの改版が必要であり、その改版（令和7年6月）までは、独自利用事務に係る条例に基づき情報連携を行う必要がある」と記載されているが、この「情報連携」には住基ネットによる検索も含まれており、令和6年5月27日から令和7年6月までは独自利用事務に係る条例（＝住基条例）に規定する必要があるか。

- ・ 令和6年6月上旬
住基ネットの技術的な面を担っている地方公共団体情報システム機構に対し、疑義のある点を質問（※）。

(※質問内容)

令和6年5月24日付けで発出された通知内に、留意事項として「個人番号を利用した情報連携については、データ標準レイアウトの改版が必要であり、その改版（令和7年6月）までは、独自利用事務に係る条例に基づき情報連携を行う必要がある」と記載されているが、住基ネット端末による、個人番号を含めた準法定事務の本人確認情報等の検索機能について、令和6年5月27日より問題なく提供が可能となっているのか。

- ・ 令和6年6月5日
所管であるがん・疾病対策課に対し、事務内容が住基法により網羅されているか、住基条例に別途規定する必要がある事務内容がないか確認。
- ・ 令和6年6月7日
がん・疾病対策課より、準法定事務で事務内容が網羅できる旨の回答あり。
- ・ 令和6年6月14日
機構より、6月上旬にしていた質問について、令和6年5月27日より問題なく提供が可能となっている旨の回答を聴取。

3. 結論

各関係所属への確認の上、技術的な面、運用面からも準法定事務として住基利用することに問題ないことが確定し、住基条例への規定が不要となったため、本件を取り下げることにした。